



## 組合員死亡の場合における 相続人の地位について

### Question

当組合に加入して鮮魚店を運営していた組合員Aさんが亡くなり、息子のBさんが家業を継ぐことになりました。Bさんもできれば亡父のときと同様に引き続き組合に加入したいとの意思を示しておりますが、それは可能でしょうか。

### Answer

組合員Aが経営する店は法人組織にしているのか、それとも個人として経営しているのか、によって今後の法的処理が違ってきます。

組合員は株式会社等の法人としても、また個人事業主である自然人としても存在し得るからです。

#### ①鮮魚店が法人組織である場合

世間に、代表者が変わる組織は幾らでもありますし、その場合に、法人たる会社自体の同一性に何ら変化はありません。

従って、代表者Aが死亡してBが新たに代表者に就任したとしてもその鮮魚店の法人格自体は全く変わらないため、組合員たる資格にも影響がありません。

中小企業等協同組合法(以下「中協法」)は、第19条において組合員の法定脱退に関する規程を設け、その第1項第2号で法定脱退の事由の一つとして「死亡または解散」と規定しています。

このうち「死亡」は自然人についてのみ言えることですが、逆に「解散」は法人についてのみです。よって、Bの鮮魚

店についても、解散したときは組合員たる資格を失いますが、先代のAが死亡してもその資格は失うことなく、引き続き組合員として組合に留まることになります。

#### ②鮮魚店が個人経営である場合

この場合は、その事業を行っている自然人たるA自身が組合員であるため、前述の規定により、Aが死亡したことによって組合員としての資格も失うことになります。

この場合について、中協法では第16条において、死亡した組合員の相続人で、組合員としての資格を有する者が組合に対して定款に定める期間内に加入の申し出をしたときは、相続開始のとき、すなわち被相続人である組合員が死亡した日に遡って組合員となったものとみなされることになっています。

また、同条の第2項によれば、相続人が数人いる場合は、本件の相続による加入は1名に限られる旨、規定されています。これは、中協法第17条第4項によって、組合員が持分を共有することが禁じられているからです。